

臨時特例給付金・子育て世帯



臨時福祉給付金

支給対象者

26年1月1日に函館市に住民登録があり26年度分市民税（均等割）が非課税の方。

ただし、市民税（均等割）の課税者に扶養されている方や生活保護制度の被保護者の方は対象外です。

支給額

支給対象者1人につき1万円。ただし、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金・児童扶養手当、特別障害者手当等を受給されている方は5千円が加算されます。

申請方法

6月30日(月)頃に対象と見込まれる方へ「課税されない旨のお知らせ」とともに申請書を送付します。同封の返信用封筒での郵送による申請、または市役所本庁舎・各支所窓口で申請してください。

申請期間（必着）

6月30日(月)～12月26日(金)

支給方法

事前に決定通知書でお知らせする支給日に、原則児童手当の振込口座へ振込みます。8月上旬から順次支給予定です。

融機関口座へ振込みます。8月上旬から順次支給予定です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

26年1月1日に函館市に住民登録があり、原則26年1月分の児童手当の受給者で25年1月～12月の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

※ 25年度児童手当・特例給付現況届が未提出の方や、未手続等により児童手当が特例給付金を受給できませ

んので、現況届等を速やかに提出してください。

対象児童

26年1月分の児童手当の対象となっている児童（26年1月1日生まれの児童を含む）ただし、臨時福祉給付金の対象者、生活保護制度の被保護者である児童は対象外です。

支給額

対象児童1人につき1万円

申請方法

6月30日(月)～26年1月分

の児童手当受給者へ申請書を送付します。同封する返信用封筒での郵送による申請、または市役所本庁舎・各支所の窓口で申請してください。

公務員の方には通知文と返信用封筒を送付しますので、所属庁から配布の申請書および児童手当受給証明書で申請してください。

事前に決定通知書でお知らせする支給日に、原則児童手当の振込口座へ振込みます。8月上旬から順次支給予定です。

申請期間（必着）

6月30日(月)～12月26日(金)

支給方法

保険料は2年ごとに保険料率を決めることとなっており、今年は改訂年にあたります。
新しい料率による26年度の保険料額は、7月に個別に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。
改訂内容 ①被保険者が等しく負担する均等割が年間4万7千709円から5万1千472円に（3千763円増）②加入者の所得に応じて負担する所得割が10・61%から10・52%に（0・09ポイント減）③1年間の保険料の上限額（賦課限度額）が55万円から57万円に（2万円増）

お問合せ

国保年金課

☎ 21・3185、3186

お問合せ

国保年金課

☎ 21・3185、3186

保険料率が変わります

保険料率が変わります

保険料は2年ごとに保険料率を決めることとなっており、今年は改訂年にあたります。

新しい料率による26年度の保険料額は、7月に個別に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。
改訂内容 ①被保険者が等しく負担する均等割が年間4万7千709円から5万1千472円に（3千763円増）②加入者の所得に応じて負担する所得割が10・61%から10・52%に（0・09ポイント減）③1年間の保険料の上限額（賦課限度額）が55万円から57万円に（2万円増）

保険料率が変わります

※ 単身世帯（世帯主）で年金収入のみの場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	24・25年度	26・27年度	比較
80万円	9割	-	4,700円	5,100円	400円増
153万円	8.5割	-	7,100円	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,100円	15,600円	500円増
192.5万円	5割○	5割	59,100円	46,500円	12,600円減
213万円	2割○	-	111,300円	104,200円	7,100円減

- ・保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。
- ・所得に応じて均等割や所得割の軽減があります。
- ・26年度から均等割の2割・5割軽減を受けられる対象者が拡大しました。（表の○）
- ・あくまでも平均的な例であり個々の条件で保険料額は異なる場合があります。